出入国管理及び難民認定法(昭和26年法律第319号)(抄)

昭和26年10月4日 公布 昭和26年11月1日 施行

第9章 罰則

- 第70条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円 以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。
 - 一 第三条の規定に違反して本邦に入つた者
 - 二 入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した者 (略)
- 第73条の2 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
 - 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
 - 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんし た者
- 2 前項において、不法就労活動とは、第十九条第一項の規定に違反する活動又は第七十条第一項第一号、第二号、第五号、第七号若しくは第七号の二に掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。
- 第74条 自己の支配又は管理の下にある集団密航者(入国審査官から上陸の許可等を受けないで、又は偽りその他不正の手段により入国審査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する目的を有する集合した外国人をいう。以下同じ。)を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部分に限る。)の未遂は、罰する。

- 第74条の2 自己の支配又は管理の下にある集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本 邦内において上陸の場所に向けて輸送した者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰 金に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。
- 第74条の3 第七十四条第一項若しくは第二項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用に供する船舶等を提供した者も、同様とする。
- 第74条の4 第七十四条第一項又は第二項の罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部若しくは一部を収受し、又はその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。当該外国人の全部若しくは一部を、これを収受した者から収受し、又はその収受した外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者も、同様とする。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。
- 第74条の5 前条第一項又は第二項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下 の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第74条の6 営利の目的で第七十条第一項第一号又は第二号に規定する行為の実行を容易にした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持人について効力を有しない旅券若しくは乗員手帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された文書を提供して、当該行為の実行を容易にした者も、同様とする。
- 第74条の8 退去強制を免れさせる目的で、第二十四条第一号又は第二号に該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪の未遂は、罰する。